

ホームページ用

長南町立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月 長南町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	3
2. 目標	3
3. 計画の期間	4
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	5

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき策定するものである。教職員の業務の適正管理及び健康確保を図ることにより、自分自身の能力を発揮し、授業づくりなど学校教育の質を高め、子どもたちの学びをより充実させることを目的とし、長南町教育振興基本計画に掲げた目標を達成するための、取組の一環として位置づける。

今後は、本計画に基づき、学校・教育委員会・保護者・地域が一体となって働き方改革を推進し、子どもたちのための教育の質をさらに高めていく。

(2) 本町の現状

長南町では、令和5年度に、所管に属する学校の教職員の在校等時間の上限に関する方針として、「長南町立学校職員の働き方に関する取り組み」を定め、町役場ホームページにも掲載し、教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

しかし、依然として事務作業や教科指導準備、生徒指導等の業務の負担が大きくなっており、事務処理等の効率化を図ることによって、教職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2 目 標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

ア 時間外在校等時間に関する目標及び各教職員の時間外在校等時間について、国の指針で定める上限時間（1箇月時間外在校等時間：45時間、1年間時間外在校等時間：360時間）の範囲内とする割合を100%にする。

イ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を35時間以内にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

ア 教職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3 計画の期間

2026年度（令和8年度）～2029年度（令和11年度）

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

長南町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 学校業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

○登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

・学校地域ボランティアの継続した協力を仰ぎながら、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

○放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

・放課後における見回りについては、地域での見守り活動に委ねることとし、学校における自主的な見守りは原則行わないこととする。

- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
- ・学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務調査・統計等への回答

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、事務負担を軽減する。
- ・学校事務体制の強化のため、引き続き、共同学校事務室を整備する。
- ・令和9年度より、原則、休日の部活動は中止とする。部活動の地域展開を推進する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図る。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務 授業準備、学習評価や成績処理

- ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員（SSS）を全校に配置できるようにする。
- ・校務支援システムの機能や授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減できるように改善していく。

○支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加目標を100%とし、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・福祉・警察等の関係機関との協議や研修等を少なくとも年1回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・学校への学習支援教育指導員等の人材派遣を継続する。

(2) 学校における措置の推進学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

- ア 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- イ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ウ デジタル技術の活用により、デジタル教科書の全教科導入や各教室電子黒板の活用など校務を効率化する。
- エ 勤務時間外の電話対応は極力行わない、または、留守番電話機能を設置する。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ア 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員に医師による面接指導を推奨する。
- イ ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。

ウ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。

エ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

オ 課業期間中に、学校における定時退校日を月2回以上設定するよう推進する。長期休業等の期間中に年間5日間の閉校期間の設定を引き続き行う。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

ア 取組の着実な実行を図るため、各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。

イ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、出退勤管理簿の提出で把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果から把握する。

ウ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

エ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、町校長会にて共通認識が図れるようにし、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

オ 学習支援指導員の確保、地域ボランティアの確保・充実などについて、学校運営協議会と連携し継続して進める。

カ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体的な項目について協力を得られるよう取り組む。